

札幌市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

令和4年(2022年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市障害者福祉施設条例(平成18年条例第40号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条の表札幌市こぶし館の項を削る。
- (2) 第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。
- (3) 第3条の表中

「

札幌市こぶし館	午前9時から午後5時まで
札幌市社会自立センター	午前8時45分から午後5時15分まで

」

を

「

札幌市社会自立センター	午前8時45分から午後5時15分まで
-------------	--------------------

」

に、

「

20人
30人

」

を

「

30人

」

に改める。

- (4) 第4条第1号イ中「措置」を「規定による措置」に改め、同号ウ中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、「措置」を「規定による措置」に改め、同条第2号中「、札幌市こぶし館」を削り、同号イ及びウ並びに同条第3号イ及びウ中「措置」を「規定による措置」に改

める。

(5) 第6条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 生活介護等、就労継続支援、短期入所又は施設入所支援につき、法第29条第3項第1号に掲げる額

(6) 第13条第3項第4号を削り、同項第5号イ中「第2条第5号」を「第2条第4号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号イ中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号イ中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同号を同項第6号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

札幌市こぶし館を廃止するため、本案を提出する。